

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年6月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800006号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800001号

第1 結論

昭和61年*月から平成元年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年*月から平成元年10月まで

私の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成4年8月20日にA社会保険事務所(当時)からA市B区に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日(平成5年2月15日)から、請求者の国民年金の加入手続は、同市B区において、平成5年2月頃に初めて行われ、その際、強制加入被保険者として20歳到達時に遡って被保険者資格を取得していることから、当該国民年金の加入手続が行われたとされる時点では、請求期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、同市の国民年金被保険者名簿において、請求期間は保険料が未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は、既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続等の状況について確認することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。